

郡山市一般廃棄物処理業取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成 7 年郡山市条例第 14 号。以下「条例」という。）及び郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則（平成 7 年郡山市規則第 40 号。以下「規則」という。）に基づき、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥を除く。以下同じ。）処理業の許可等について必要な事項を定め、一般廃棄物処理業務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、条例及び規則の例による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第 3 条 条例第 34 条に規定する一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。）の許可の基準は、法、条例その他別に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に住所（法人にあたっては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。

(2) 次の施設、器材を有すること。

ア 収集運搬車両に適合した駐車場

イ 適正な排水に支障のない洗車設備

ウ 積載重量が 2 トン以上 4 トン以下の有蓋圧縮型式又は自動ダンプトラック形式又は平ボディトラック形式の車両

エ 収集運搬車両に携帯すべき必要な器材

(一般廃棄物収集運搬業の申請期間の例外)

第 4 条 削除

(許可車両の表示)

第 5 条 許可施設のうち収集運搬車両（以下「許可車両」という。）には、別表第 1 に定めるところにより社名、許可番号等の表示及び積載部分の側面の塗装を行わなければならない。ただし、市域外から特定家庭用機器を市域内に設置された指定取引場所へ荷下しするために使用する許可車両及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。）第 21 条第 2 項に規定する特例を受ける許可車両に係る許可番号等の表示の位置及び積載部分の側面の塗装については、この限りではない。

(許可車両の許可期間等)

第 6 条 許可車両の許可期間は、収集運搬業の許可期間にかかわらず自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間の満了時までとする。ただし、当該許可車両が車検証の継続検査を受けた場合は、収集運搬業の許可期限まで許可したものとみなす。

2 市長は、故障や自動車検査等やむを得ない事情があると認めるときは、届け出により、許可車両以外の車両の使用を認めることができる。

(許可車両の変更)

第 7 条 条例第 34 条後段又は第 35 条第 2 項の規定により、許可車両の増車を伴う許可更新の申請又は変更事項の届け出を行う場合は、その理由を明記した書類を添付しなければならない。

(処分業の許可の基準)

第 8 条 条例第 34 条に規定する一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。）の許可の基準は、法、条例その他別に定めがあるもののほか、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に住所（法人にあつては主たる事務所）を有し、自ら業務を行う者であること。

(2) 法に適合する焼却施設、保管施設を有すること。

(運搬・搬入における遵守事項)

第 9 条 許可業者（収集運搬業又は処分業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる

事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可車両は、これを市域外の廃棄物の収集に使用し、又は他市町村の許可車両として重複して使用してはならない。ただし、市域外から特定家庭用機器を市域内に設置された指定取引場所へ荷下しするために使用する許可車両及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。)第 21 条第 2 項に規定する特例を受ける許可車両は、この限りではない。
- (2) 許可車両による産業廃棄物の運搬及び産業廃棄物許可車両による一般廃棄物の運搬並びに一般廃棄物と産業廃棄物の混載をしてはならない。
- (3) 一般廃棄物を運搬するときは、積載物が飛散し、落下し、及び汚水が流出しないようにするほか、一般廃棄物を飛散、落下、又は流出させた場合には、許可業者自らが責任をもって処理しなければならない。
- (4) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、指定された処理施設及び受入れ時間を遵守しなければならない。
- (5) 車検証に記載された最大積載量を上回る一般廃棄物を積載し、又は搬入してはならない。
- (6) 市の処理施設に搬入する際は、可燃ごみと不燃ごみとの分別を徹底し、搬入基準を遵守しなければならない。
- (7) 処理施設内では、係員の指示、命令に従わなければならない。
- (8) 事故、トラブル等が生じた場合には、直ちに市に報告を行うほか、適切な措置を講じなければならない。

(作業態度)

第 10 条 許可業者は、市民に対し、不快の念を抱かしめるような言動をしてはならない。

(損害賠償)

第 11 条 許可業者は、故意又は過失により処理施設及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償その他一切の責任を負い、速やかにこれを解決しなければならない。

(従業員の職場研修等)

第 12 条 許可業者は、従業員の職場研修等を徹底し、関係法令を遵守させるよう努めなければならない。

(処分等の基準)

第 13 条 条例第 36 条の規定により行う、許可の取消し等の処分及び違反があった際に行う指導は、次に掲げるとおりとし、別表第 2 に定める基準により行うものとする。

- (1) 許可取消し
- (2) 30 日以内の事業停止
- (3) 15 日以内の事業停止
- (4) 10 日以内の事業停止
- (5) 7 日以内の事業停止
- (6) 警告書による指導

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 2 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前になされた手続、処分その他の行為(第 12 条に規定するものを除く。)は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

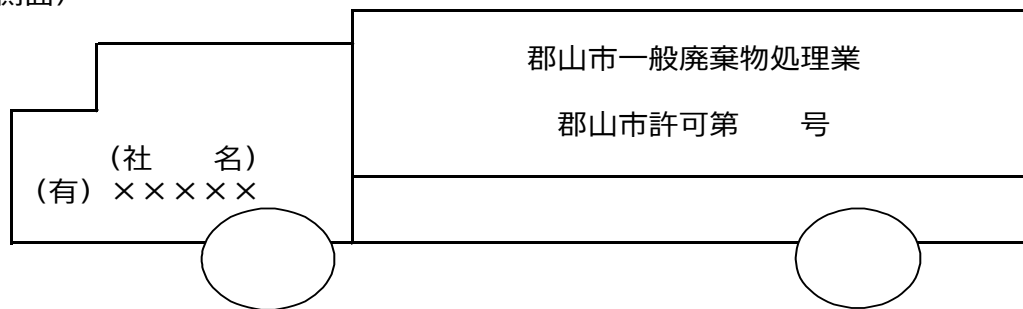
附 則

(施行期日)

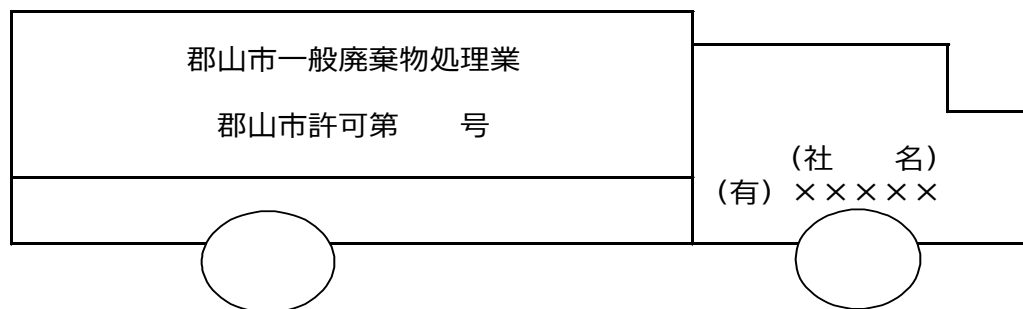
この要綱は、平成13年3月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年3月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

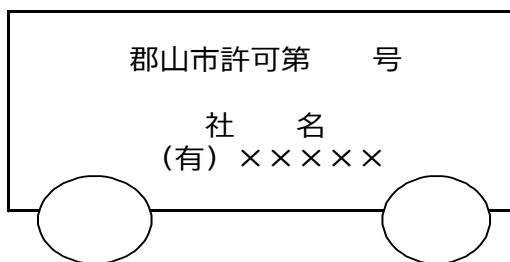
(左側面)



(右側面)



(背 面)



備考 1 表示の文字の大きさは、1字概ね10cm～15cmの丸ゴシック体とする。

なお、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。)第21条第1項に規定する特例を受ける許可車両(以下「食品リサイクル許可車両」という。)については、左側面、右側面及び背面に1字概ね12cm～17cmの丸ゴシック体で他の表示の文字より大きく「食品リサイクル車両」と表示すること。

2 積載部分の側面の塗装は黄色とする。  
ただし、食品リサイクル車両は除く。

別表第 2 (第 13 条関係)

処 分 等 の 基 準

項 目	違 反 回		
	第 1 回	第 2 回	第 3 回
1 条例第 36 条第 1 号の規定に違反し、市の処理施設に市域外から廃棄物を搬入したとき	違反点数 15 点	違反点数 20 点	—
2 条例第 36 条第 2 号の規定に違反し、禁止物を市の処理施設に搬入したとき又は条例第 36 条第 4 号の規定に違反し、市が処理する産業廃棄物以外の産業廃棄物を市の処理施設に搬入したとき	違反点数 10 点	違反点数 15 点	違反点数 20 点
3 条例第 36 条第 1 号の規定に違反し（1 に該当する場合を除く。）搬入基準に従わなかったとき又は条例第 36 条第 3 号の規定に違反したとき	違反点数 5 点	違反点数 10 点	違反点数 15 点
4 法第 7 条の 3 に定める場合に該当したとき	違反の内容に応じ、上記 1 から 3 を適用する。		
処分等の内容 (処分等は、違反点数の累積点数に応じ適用する。)	累積点数 30 点に達した者	許可取消し	
	累積点数 25 点に達した者	30 日以内の事業停止	
	累積点数 20 点に達した者	15 日以内の事業停止	
	累積点数 15 点に達した者	10 日以内の事業停止	
	累積点数 10 点に達した者	7 日以内の事業停止	
	累積点数 5 点に達した者	警告書による指導	
備 考	<p>1 違反の態様が著しく悪質と判断された場合には違反点数を上位回に該当させ、事業停止又は許可取消しを適用することがある。</p> <p>2 違反点数の累計は、当該違反行為の行われた日を起算日とする過去 5 年以内の違反行為に係る処分等の違反点数について行うものとし、この表の違反回とは、当該 5 年間に行われた違反の回数をいう。</p>		